平成２３年（フ）第３２４号
長崎県西海市西海町川内郷1090番地１、旧住所長崎県長崎市畝刈町690番地３
債務者　貞方　経揚
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
長崎県西海市西海町川内郷1090番地１、旧住所長崎県長崎市畝刈町690番地３
債務者　貞方　唯妙（旧名初子）
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
長崎県佐世保市白岳町432番地１　オレンジハウス102号
債務者　伊藤　奈美（旧姓松本・吉田）
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６８８号
東京都東大和市湖畔３丁目1144番地の５
債務者　高橋　一禎
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６８９号
東京都東大和市湖畔３丁目1144番地の５
債務者　高橋　香織
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１３号
北海道帯広市東10条南14丁目１番地３
債務者　渡邉　一夫
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
北海道十勝郡浦幌町字宝町57番地１
債務者　立花　勝吾
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
北海道十勝郡浦幌町字宝町57番地１
債務者　立花八千代
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
北海道河東郡音更町新通15丁目７番地９
債務者　石川　直美（旧姓畠山）
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６５号
北海道苫小牧市新明町４丁目４番６号　明美荘
破産者　本田　由佳（旧姓袖村）
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２６８号
仙台市太白区鈎取４丁目９番22号
破産者　有限会社我妻工業所
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２８号
仙台市若林区穀町22番地の４
破産者　有限会社爽生
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
茨城県神栖市波崎7903番地８
破産者　石神　栄子
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３０３号
群馬県前橋市小相木町287番地　ジョアンナマンション206号
破産者　川中　映子
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６６号
東京都板橋区志村３丁目８番５―406号、開始決定時の住所千葉市美浜区高洲３丁目３番８棟404号
破産者　岩井　章一
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１号
千葉県市川市欠真間２丁目７番12―212号　メゾン新浜
破産者　上野未也佳（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０４号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番７―401号、開始決定時の住所千葉市美浜区真砂５丁目20番17―1306号
破産者　水木知絵子
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５２号
千葉県市川市福栄１丁目18番14号　グローバルジャパン壱号館201号
破産者　仁多見睦雄
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係